

フィリピン残留日本人2世名簿作成有識者会議（第一回）議事録

2010年12月7日 午後6時～午後7時35分

於：日本財団 8階会議室

議題

- 1、開会挨拶 高野
- 2、挨拶 河合弘之弁護士
- 3、自己紹介（五十音順）
- 4、座長選出
- 5、会議内容説明（座長議事進行）
 - ①事業説明 猪俣
 - ②法的背景 青木弁護士

6、検討

- 名簿記載基準
- 名簿記載要件
- 書式
- 中国残留孤児名簿との比較

7、ほか

- 次回会議日程
- 8、閉会挨拶

議事録

河合弘之代表理事：

代表の河合でございます。弁護士をしております。

本件の有識者会議の趣旨をご説明いたします。私ども、フィリピン残留日系人リーガルサポートセンターとは、フィリピン残留日本人の方々のために国籍を取ることを目的として活動しております。フィリピンにはまだ多くの残留日本人二世の方々がいらっしゃり、不幸にもまだ日本国籍を取得できない方々が多く残されているわけですが、この方々に国籍とって差し上げたい、そしてそれなりの成果をあげてきているわけですが、実はこの国籍取得支援が大変行き詰まっている状態であります。それと申しますのも、家庭裁判所が、残留2世の出生証明書、両親の婚姻証明書など古文書を取ってくるように要請してきており、そして国籍を与えることに臆病になっている。家庭裁判所が慎重であり、明々白々の事案のみが国籍の取得が可能となっている状態のなかで、現在まで56件の就籍許可を得ていますが、2世の方々は高齢により申立準備中に亡くなっていく方が十数人でてきています。これでは、問題の解決ではなく、問題の消滅に過ぎないと、日本国民として、国家として恥すべきことではないかと思うのであります。これらの問題を開拓するのはどのようにしたらよいのであるか、この状態を開拓するため、には中国残留孤児の例がありま

す。私は25年この問題に取り組んできました中国残留孤児の1250人の国籍を取得しました、そのときに威力を発揮したのが中国残留孤児名簿でありました。日本の厚生省と中国の公安局、公安というのは日本の法務局と入管と警察を合わせたような組織ですが、厚生省が中国の公安局と協力して中国残留孤児探しを行い、これが確かにするとこのように名簿に載せるのであります。そのなかで有識者会議、我々が身内のみでやるわけではなく、この問題に関心があり、詳しい有識者の方々に認めてもらえるような手続きを踏んで作るということで、有識者会議をつくるということになりました。早く、スピードをアップしなければ、2世が皆死んでしまうものですから、時間との勝負なので是非皆様方のご協力と、アドバイスで信頼ある孤児名簿、フィリピン残留孤児名簿の作成のためご助力をお願いしたいとおもいます。

高野：では、自己紹介に移らせていただきます。

青木：弁護士の青木でございます。フィリピンの問題に関わったのは、17年前に武蔵野ライオンズクラブというところにはいって日本語学校だとか、歴史資料館などいろいろなことをしていました。河合弁護士が2004年にフィリピン日系人会連合会の顧問になったということを伺いました、ぜひ参加させてほしいということで参加をさせていただきました。現在はP N L S Cの理事と東京家庭裁判所への就籍申立ての弁護団として活動しております。

梅村：日本財団の梅村でございます。二年前よりこのフィリピン残留日本人問題の担当をさせていただいております。日本財団は国内外における公益活動に対して支援させていただいているのですが、なかでもこの海外日系社会に対する支援というのは日本財団海外協力援助のなかでもかなり重要な分野でございます。海外活動をする前に同胞である日本人に対する支援というのが非常に重要であると、日本財団としては考えておりますが、中南米の日系社会に比べましてフィリピンの日系社会は戦争によって悲惨な目にあっていらっしゃるということで、日本財団としても単なる助成という形ではなく、P N L S Cさんと共に事業として取り組ませていただいておりますので、どうか皆様のお力を借りたいと思います。

大野：私も日系人とは非常に長い付き合いをして、私がもともと新聞記者だったんですが、一年フィリピンに留学しまして、それが1986年、そこから論文のテーマでフィリピン日系人を日比関係のテーマとして選んでですね、それ以来20年以上のおつきあいです。当初は、ジャーナリストとして、戦後未処理問題、戦争の悲惨さを象徴するテーマとしてずっとやってきましたが、いまは日系3世から4世の方が日本に働きに来られ、定住傾向にありますので、かれらにフォーカスした研究もしています。こういう場にお招きいただいて光栄に思います。

岩田：読売テレビで特別解説委員をいたしております岩田と申します。私は1986年から89年までフィリピンのマニラで特派員を経験いたしました。先日土曜日の朝の番組でこのフィリピンの日系二世の問題をうちのディレクターが取り上げまして、その際、なぜフィリピンの日系2世の方々がいまだに就籍の問題で悩むか？という原点について、多少自分の経験をスタジオで話しました。残留日本人については、私が当時マニラ駐在のとき、妻が路上のマーケットで購入する野菜がバギオというところで生産されていて、そこに日系人がたくさんいる、ということを聞いたのがきっかけです。現地に行って、シスター海野という方が、日系人の方を89年に亡くなるまで支援をされていたことを、ある日系人の方にお会いし、インタビューしました。戦後の反日感情が渦巻くフィリピンに残された方々がどれだけ苦労したのかを実感しました。また、日本人のルーツを断ち切るために日本人としての証明となるものを捨ててしまったということを知りました。現役の記者として、その立場で何らかのことができればという風に思っております。ただ、どのように本当の日本人の子を入れるのかという審査については難しさがあると思っています。その点議論・検討できればと思います。

坂中：私、今、移民政策研究所というところでやっています、法務省入国管理局で35年位やっておりまして、日系人との関係では1990年の入管法改正で日系ブラジルなどの身分の入国の扉を開いた人間でございます。もうひとつ日本から北朝鮮へ渡った93,000人の人のうち、日本人妻という、日本国籍を持っていた人が、約1千100人いてその家族なんかをあわせて、8,000から10,000人ほどが日本国籍を持ったまま渡った。その人たちが、この十数年来日本に帰ってきている。その方々の支援もしています。日本人妻のこどもとして生まれた方の国籍の問題というのがあるのです。ところが、ああいう国ですから出生証明書もなんにもない、たまたま親と子と一緒に帰ってきたケースは、親は日本人の国籍をもったまま帰ってきたので、帰国者名簿という93,000人の名簿がありますから、親は帰国ですけれども、子どもについては家庭裁判所に国籍確認を求める訴えをして、二人ともいた場合は親子のDNA鑑定をして認められたケースが何件かあります。フィリピンの場合は同じなんですけれども、親と一緒に帰ってきていない人々は証明するものが無いんですよね、ぜんぜん。ですから入国管理行政と国籍行政は違うんですけども、日本人の子や孫は、親が日本国民だったということは帰国者名簿にありますから、1950年代、60年代の、あのころこの船で新潟港から北朝鮮へ渡りましたと親が言っていましたと、その親の名前とか親族の名前とその供述が一致するとですね、日本人の子、または日本人の孫であると推定して入国を認めているわけです。その人たちが200人近くにのぼるわけです。そのたちはしかしその人が外国人として入ってくるというわけで、国籍となるとなかなか難しい。私はその人たちの定住支援をいろいろやっている段階で、帰化申請、国籍をとるという指導をしています。

日本人と血のつながった人々を粗末に扱って言い訳は無いので、こういう人たちについて

ては、私は供述とDAN鑑定、要するに日本人の血が混じっているという4分の一でも2分の一でも、それだけと供述書を信頼して、まずは外国人としてでもいいから全部入れて、若干時間をかけてから、国籍も特別配慮でやると。もう亡くなつて行く人が、もう70歳、80歳、90歳ですよ。日本に帰つて、日本の土踏んで死にたい、両親の墓前で自殺したいという、そんな悲鳴のような、実は1800人の日本人妻が生きているのは百人きつているんですね。

高畠：広島国際学院大学で教員をしております、高畠ともうします。私の専門は社会学でして、主に在日フィリピン人の社会を対象に調査研究をしております。そのなかで岐阜県、滋賀、名古屋などで日系三世の労働者から話を聞かせてもらっています。私はフィリピンに留学しておりましたのは1992年から93年で、フィリピン大学で社会学を専攻しておりました。友人の誘いで93年にイロイロであります日系人大会に出席させていただきまして、まだフィリピン各地で日系人会が組織されていた段階かと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

古屋：こんばんは。しゃべるのは苦手なですから、有識者会議なんていうものに出席させていただき光榮です。私は現場にいたということ、そして残留日本人たちのことを身近で 私自身も戦争末期にジャングルに親と離れてあそこに取り残されたら、明らかに残留日本人になつたはずなんです。私はフィリピンのバギオ市で生まれ、両親は山梨です、父はフィリピン大学の美術科において、写真家でした。バギオで私が生まれて、小学校五年生の終戦の年までおりましたけれども、ここは在外指定日本人小学校でした。文部省の教科書で、日本人の先生のもとで勉強しておりました。このなかの同窓生は150人くらいの小学生がいましたけれども、おそらく半分近くは混血の母や現地のイゴロット人のフィリピンの方のお母さんで、これはごく当たりまえの、私たちと同じ、混血だとおもつたことはありません。同じ日本人として育つた。そもそも修身だとかいった教育と一緒にやってきてんですから、かれらは明らかに日本人なんです。私たちと同じように当時日本人として教育され、そして現地でも日本人としてみとめられていたのが、何で戦争が終わつたらあの人たちは日本人ではないのか、まったくわかりません。で、そもそも私は、下手したら残留日本人になつたかもしれないから、そういう意味で定年になつて66歳でリタイヤしたときに、私のバギオ時代の小学校の上級生の寺岡カルロスに頼んで、マニラの日系互助財団で一年間活動しました。その後いろいろお手伝いして、結局はフィリピン日系人リーガルサポートセンターに微力ながら続けてきたということであります、なんらかのお手伝いができると思つますので、よろしくお願ひいたします。

ズニエガ：フィリピン日系人リーガルサポートセンターのマニラ事務所の顧問弁護士のズニエガ シムと申します。戦争中はおじいさん、親戚が日本軍からひどい目にあつたと聴きましたが、平和な時代になりまして、私がその敵対国であった日本に留学に来まして、

当時の文部省の奨学金をいただきながら、悪戦苦闘の学部留学ということができまして、最初は外語大に入って日本語の勉強をしてから東北大学の法学部に入學し、学部生活を終えることができました。フィリピンに帰国してから、フィリピンでの弁護としてのライセンスを取得して、大手法律事務所に所属していたころ、日本大使館の顧問となりまして、徐々に日系人問題に触れる機会を与えられました。フィリピン外務省への説明をしているところですが、皆さんの方を借りながら、平和な素晴らしい日比友好のために頑張ってゆきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

高野：フィリピン外務省もオブザーバーとして参加すると意思表示をされておられて、在日フィリピン大使館のコンフィアード総領事が出席の予定でございます。

では、座長を決めさせていただきたいとおもいますが、どなたかご推薦いただけますでしょうか？

梅村：河合先生は？

高野：河合先生というお声がありましたが、ほかによろしいですか？では、委員の皆様よろしいでしょうか？（拍手）では河合先生、よろしくお願ひいたします。

河合：では、させていただきます。よろしくお願ひいたします。

この会議はですね、やはりこの問題を社会に大きく訴えていかなければならぬいためですね、そのため公開とすることをご理解いただきたいと思います。今日は4社に取材をお願いしております。私が座長を勤めさせていただきます。議事録はその会議の都度作成することといたします。会議終了後、座長または座長の指示するものが必要に応じて報道にリリースを行うことをあらかじめご承認いただきたいと思います。

次に、5のフィリピン残留日本人の方たちの国籍、戸籍、アイデンティティー確認のためにどういうことをしているか？背景をPNLSCの猪俣事務局次長から説明をさせていただきます。

猪俣：私からPNLSC及び日本財団の共同事業である、フィリピン残留日本人2世国籍回復事業の概略の説明をさせていただきます。まずは事業概要ですが、戦後に残留を余儀なくされた身元未判明のフィリピン残留日本人2世を対象に、国籍回復支援として日系人2世の父の身元探し、証拠書類収集、就籍申立及び家庭裁判所における調査官面接のための集団一時帰国を実施しています。問題の背景につきましては、先ほど河合弁護士より説明がございましたので割愛させていただきますが、事業は次の四本柱、フィリピン残留日本人2世「孤児名簿」の作成、新規就籍許可申立、就籍申立中案件の追加証拠収集作業、集

団一時帰国を行っています。日本財団による助成金額は2006年より累計189,596,000円を支援いただいております。次に2006年から現在までの就籍申立の状況ですが、申立数は147件、就籍決定数56件、身元判明者数が201名です。今後2011年に43件、2012年には33件の申立を計画しています。出自が判明できない残留日本人は、現在就籍申立中の件を含め、未だ300名程度存在し、その多くは父が日本人である事実を証明する証拠書類がほとんどないため、就籍による救済が困難な状況にあります。さらに高齢により死亡する方も増えていることから、今後、中国残留孤児と同様に「孤児名簿」を作成し、日比両国政府の公認を得て、就籍申立ての証拠として裁判所に提出することが急務となっています。

以上で、背景説明、事業の概略説明を終わらせていただきます。

河合：次に青木弁護士から就籍とは何かということを説明してもらいたいと思います。

青木弁護士：私からは、日本法の条文上、どういうところで今閉塞状況になっているか、家庭裁判所の審理のなかでどういうところで閉塞状況になっているか、それから孤児をつくることによってどういうことになるか、ということについてご説明したいとおもいます。先ほど、河合弁護士がご説明されたように、戦前のパスポート、旅券の下付表だとか、アメリカ軍が作った捕虜名簿だとか軍人軍属名簿、それで戸籍が判明して、調べてみたら2世本人が載っていたというケースがあります。それから親の戸籍が見つかりました、これは市役所へいろいろな資料を持って、載せてくれというと載ります。それ以外のもの、親の戸籍が見つからない、それを私たちはカテゴリーCと言っていますが、そういう人たちについて就籍の申し立てを行っています。日本国籍を家庭裁判所に確認させる方法というのは、国籍確認訴訟とか他にもあるわけですが、訴訟で日本人であるという判決を取っても、戸籍を作るには、またその判決を証拠にして、家庭裁判所に就籍の申立てをしなければいけない、で、私どもはもう直接、戸籍法110条に基づく就籍の申立て、戸籍を作ることを許可する、こういう内容の戸籍をつくることを許可するという家庭裁判所の審判を求めて、申立てをやっております。家庭裁判所で就籍が認められる要件というのは、二つです。日本人であること、それから戸籍がないこと、本籍がないこと。どこに親の戸籍があるのか判らない人たちですから、戸籍がないという要件は家庭裁判所は容易に認めてくれます。ところが、日本人であることについては、非常に厳しい解釈をします。ここに皆さんのお手元に旧国籍法の資料が配られていると思いますが、いま対象となっている人々は、すべて戦中、戦前にフィリピンで生まれた2世の方々です。したがって日本の国籍法でいうと、明治32年の旧国籍法、これが適用になります。この第十条によると「子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス日本人」とす、こう書いてあるのですが、東京家庭裁判所、東京高裁、それと法務省は、この父と子の関係を子が生まれた時点において、自然的血縁関係があるだけでは足りない、法律上の父子関係が必要であると、解釈論として加重要件を加えております。法律上の父子関係とは何かと申しますと、これは扶

養の義務があつたり、相続権が発生したりと、民法上の法的効果をもつ父との関係。それを平たくいいますと、生まれたときに父と子の関係が生ずるというのは、嫡出子か胎児認知された子しかないわけです。で、そういう加重要件もとでそれを立証しようとすると、胎児認知というのはほぼありませんので、嫡出子ということを立証しなければならない。そうしますと嫡出子ですから、フィリピンで日本人の父親とフィリピン人の母親が結婚したという事実、その結婚が有効であるという事実、それからその婚姻期間、およびその後の一定期間にその子が生まれていると、それだけの事実を立証しないと日本人であることを立証できない。実際現地でこれを P N L S C の職員とあるいは日系人の方々の駆けずり回って証拠を集めもらっているわけです。婚姻証明書、父と母の婚姻証明書、これの原本が出てくると、これが大変強い証拠になります。だいたい子の生年月日がわかります。それから出生証明書、子どもの出生証明書があると、それに父親母親について載っていますので、この原本があると非常に強い証拠となります。さきほど、事務局から百何件申立てをして、56件の許可が得られたとの報告がありました。この56件はすべて、その立証に成功したその結果です。これらすべては、両親の婚姻証明書、本人の出生証明書があったわけではありません。片方しかなかったり、不完全な遅延登録というものであつたりしましたが、それを教会の洗礼証明書だったりとか、宣誓供述書、当時のことを知っているひとの宣誓供述書だったりとか、あるいは当時の家族写真だとそういうもので補強しながら、裁判官に認めてもらってやっと認定してもらった、こういう状況です。ところが、今残っている継続中の事件、継続してから4年5年たっているケースがあるわけですが、そういう事件ではオリジナルの父母の婚姻証明書なんてない。出生証明書もオリジナルがない。最近やっと認められた遅延登録として発行された出生の証明書くらいしかない、そういう例がでてきました。それで、裁判所からは、そんな証拠では婚姻の有効性だと嫡出性は認められないと、そこで私どもは法的主張を付け加えました。ひとつは、第五条三項「日本人タル父又ハ母ニ依リテ認知セラレタルトキ」は日本国籍を取得できる。ところがですね、フィリピンで直接認知届をするというのは皆無です。フィリピンの判例をいろいろ調べてみましたところ、父親が出生届けを出している、いう事実が認定されると認知が推定される。これは日本の大審院、最高裁でも同じです。父親が出生の届けをだしたかなんて立証できないと。さらに最高裁判例を探してみたら、同居して姓も同じくしていたら、出生届けを出したものと見做す、という判例がある。これを使ってですね、その後同居して、同じ姓を使い生活してた、なので父親出生届をだしたものと見做され、父親が出生届けをだしたのならば、認知したとみなされる、という三段論法で認知の主張を付け加えました。更にもうひとつ主張を付け加えました。それは、旧国籍法第一条の父子関係を法律上の父子関係にする合理性が無いではないか、言ってみると、父親が日本人で、嫡出子であったときだけ日本国籍が取れて、父親が日本人で非嫡出子だったら国籍がとれないとするならば、嫡出子と非嫡出子を不当に差別していることにならないか、その解釈論は憲法違反である、平等違反であるという主張をつけ加えました。この認知の主張と憲法違反の主張を付け加えた事例が、今約30件ほど継続中です。ところが東京家庭裁判所は、

この認知の主張と憲法違反の主張については、塩漬けにして一件も判断をしていません。却下もしていないし、許可もしていない。これが今、東京家庭裁判所でやっている法律論と審理の実態で、有力な証拠のある事例はほとんどなくなっていますから、この、こういう事例が先に進んで認可を取れないと、継続したまま、このまま何年もたってしまうのではないか？そういう恐れすら感じる状況になっています。私どもが現場で、家庭裁判所で審理している立場から言えば、孤児名簿ができる、両国政府が認証した孤児名簿ができるということは、オールマイティーのような証拠、そのような価値のあるというように思っております。間違いないこの人たちは日本人だ、そういう人たちがまだ沢山います。証拠が無い、そういう人たちを法的に救うには、孤児名簿という強力な証拠を作っていたく以外にないだろう、というのが現場でやっている人間の正直な気持ちでございます。

河合：ということで、孤児名簿がなぜ必要かということは、だいたいご理解いただけたと思います。コンフィアードさんのご紹介をしたいと思います。

コンフィアード 通訳（ズニエガ）：まず、遅くなつたことにお詫びを申しあげます。我々 DFAからの支援と協力を約束したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

河合：ここに基準と書いてありますが、①残留2世の国籍回復希望者 ②日本人の子であることは明らかだが、入るべき日本の戸籍が無い。③各地の日系人会支部が審査し、その審査をクリアした①の残留者2世が掲載対象者である。このようにして名簿に載せる人を選びたいなと思うわけです。そういう選択基準もしくは審査過程について、色々何かご意見があれば、承りたいと存じます。

坂中：大変なことを良くやってこられたなあと思います。これはやっぱり政治が乗り出して名簿もつくられるのも、私は本人の供述とか、周囲の人がこの人たちが日本人の子であったんだよと。これは行政の経験からわかるのですが、フィリピンの人に聞いても、日本人の血の混じった人とそうでない人は、現地の人だととはつきりわかるんです。それで昔、取り締まる方法で使ったことがあるんですけれども、中国人がベトナム人を装って、中国人が3千人ぐらい大挙して不法入国ですけれども、難民を装ってきたのを、最後の決め手となったのは収容所に入れられた人々、ちょうど1000人位いたうち、ベトナム人は400人、中国人が600人ときれいに別れているんです。彼らはベトナム人ではないと。私はそれだけを頼りに630人、一気に強制退去までもつていったんですけれども、同じ民族に見分けさせてやれば、間違えなく見分けられるんです。逆に、あの人たちは日本人の血が入った人ですよ、という供述を、日本人コミュニティではなくて、其の当時住んでいたひとたちから取ったほうがいいんです。ほとんど100パーセント間違えがないと思いますよ。

河合：そうなんです。というのはここに書いてある、各地の日系人会支部が審査し、その審査をクリアした云々とありますが、各地の日系人会というのは結構きちんとできています、いきなり関係ないやつが、俺日本人なんだよと言っても、何を馬鹿なことを言っているんだと弾かれてしまうんです。当然のことながら、うそはほとんど通じない。

坂中：そうなんですよ。日系人社会は判るんですよ、本能的に。

河合：これは長年月のことと、昨日今日のことでは無いですからね、証明書くださいなんて言っても、全く相手にされない状況。ここで重要なのは、日系人社会、各日系人会のスクリーニング機能というのがですね、一番のよりどころなんです。

坂中：そこから先生方のやりかたでやって行くとですね、私はかなりの確率でほぼ当たっているんだと思いますよ。人間というのはそういうものですから。

大野：各地の日系人会にはいくつかのタイプがあるとおもいますが、ダバオ、バギオというもう20年以上の古い歴史がある日系人会はメンバーシップもしっかりしていて、ファミリー・ツリーなどをかなりしっかり管理しているんですね。それと1990年代くらいからできた他の小規模な日系人会とは、（日系人に対する）認定の能力が多少違うのではないかと思うんですね。なので、そこを全国組織のフィリピン日系人会連合会がきっちり管理して、クレディビリティーを高めるようにすれば、一番いいかと思います。

高野：事務局から一言ご説明しますと、今日封筒の中に入っております資料3というものがあり、これが今年現地で実施している調査の調査表です。これに、残留者本人が書ければ書いてもらい、書けない場合は、3世に書いてもらう、また今年我々は現地で研修を実施していますが、その研修生が記入することになっています。で、写真もとります。次がファミリーツリーというもので、一世の日本人父親からはじまる、フィリピン人女性との結婚、その間に何人の子どもが生まれたかということをこれに書き記してもらっています。その次は家族関係を記入してもらい、これまでが、ワンセットとなり、マニラの事務所を経由して東京に送られてくるわけです。たまたま今回持ってきたものは、これはダバオの市内から1時間半ほどずっとアポ山の麓にあるタマヨンという村に住むアラキタカシという一世がいるのですが、そのところは5軒しかなくて、ジャングルの中のようなところに住んでいて、宣誓供述書がとれないんです。それで、さきほど坂中さんが仰っていた、本人の供述しかないと、まことに非常にこれはどうぞるんだと言わざるを得ない状況の方なんです。たまたま、もう一枚、洗礼証明書がついていますが、今の家庭裁判所では、この証明書だけでは青木先生駄目ですね。

青木：駄目です。

高野：ということになるので、孤児名簿というものを一律に全日系人、残留者にいきわたって、このフォーマットを全部流しておりますので、これが着々と挙がってきておりますから、これを元に孤児名簿の作成をしたいと思っております。

河合：先ほどバギオの話が出ましたけれど、あの社会をみて、えらいキチンとしているとももわれたでしょう。ああいうところはですね。大野さんが仰るとおり、まさに信用するに足りて、昨日今日インチキが来ても、絶対にすぐばれちゃう。そういうところなんですね。

岩田：それまでは恵まれた生活をしていたのが、行って見るとコミュニティーというか、ひっそりとしているがお互いが日系人だと認識しあっている状況だったと思います。ただ、日本語を話しちゃいけないとか、日本人と名乗ってはいけないという生活をしてきてましたから、さっき話したある日系人のお父さんのパスポートはこれだ、というのは、もちろんじかに拝見しましたが、性善説や性悪説という話を出すつもりはありませんけれども、信頼性というものが日系人の方々の間でやって、どれだけのものかななど。我々だけのものではなく、いかに理解してもらうか、その部分をどう担保するのかっていうのが、非常に大きな部分があるのではないかという気がしています、というのは、私がいたときにダバオに行つても、日系人社会というのはまとまって具体的な活動をやっているというものではなかった気がしている。皆さん的存在自体が認知されて、人々が出てきたことがあるんで、それまでの持ってきた人と新しく参加してきた人と、そう信頼性といったものを持つのかというのは大きいのかなと思います。日系人の人は問題ないとしても、日本に来て働くようになるとか、定住できるようになるとかとなれば、いろんな形で日本にくることを求めているひとがいるわけですから、日本に入国することを求めている人を悪用するということも無きにしもあらずだと思います。それをどこまでパーセンテージを高めてスクリーニングできるかと。現地の日系人のなかで審査していただいていることになるですから、今までの歴史とかを含めて。

河合：たぶん岩田さんが取材されていたころよりも日系人社会が強くなってきたていると思うんです。そもそもカミングアウトしたのが、シスター海野が運動始めた直前くらいですから取材されたころは、まだ日系人会の構築が弱かった時代だったと思うんです。そのあともう20年以上たっていますからね。そのあと寺岡さんという方が出てきて、全国的を組織して、各チャプターがそれなりに活動しているところが20年以上続いているので、そのなかで随分強化されたと思います。またここ二、三年僕らが活動を始めてから特に強くなってきたというものもあるんですよね。僕の中国残留孤児の経験でいいますと、僕は1250人取りましたけど、インチキなひとは一人でした。それは後から判って、まあそれなりの制裁は受けました。まあそれくらいの確率です。千分の一くらいの確率を防ぐために、今度は逆にどうスクリーニングをかけるかってことですよね。

高野：話は前後しますが、大野さん指摘のアボンやダバオ以外の小さなところですね、ご懸念はもっともだと思います。ということはやはり、慣れていない、また通信状態も悪いですから、マニラの情報が即伝わらないということがあります。しかし、もう日系人会の歴史がもう20年あるわけですから、コミュニティーの中で自然淘汰される人々もいていまニューケースですといって挙がってきても、現地のスタッフがおかしいと気づくと付箋付きでこちらに挙がってくれるわけです。小さな支部だからということではなく、大きな支部でもそういうことがあるかもしれません。ダバオ開拓史に載っている日本人の中から自分はその子孫であると名乗る日系人が出てきているんです。誰が訳しているのかわかりませんが、20年たってもまだその状態かと思う反面、そのようなケースは自然淘汰されるであろうと思っております。

大野：最終的には、中国残留孤児のように、両国政府による認知を目指すとのことです、マニラの日本大使館が日本への出稼ぎ現象が起きるなかで、領事部の「日系人デスク」がファミリーツリーを管理し、日本政府として認定している。それはフィリピン全土の日系人にまたがっていると思いますが、そのような既に政府が認定しているものを手に入れる、または活用することはできるのでしょうか？

高野：ファミリーファイルは第3次調査で我々が実施したのですが、このときは身元が判明した人たちなのです。そのころから身元未判明のケースの方々はずっと置き去りにされてきたもので、忸怩たる思いをしております。先ほど岩田さんがパスポートのコピーが一枚あると仰いましたが、私達はこの紙が一枚あれば、身元を見つけることができます。

岩田：あの時取材をしてそのような証拠をもっているひとは他にはいなかったんです。あとは日本語を覚えているとか日本語の歌を覚えているという程度のものでした。そのカテゴリーCという方々の信頼性を、排除論理という意味ではなくて、日比の政府間のような形になればいいのだろうと思いますね。

河合：コンフィアードさん、フィリピン政府は、フィリピン日系人の問題、そしてこのようないな名簿を作つて救いたいということについてどのように見ていらっしゃいますか？

コンフィアード：

いまのところフィリピン外務省は、このような孤児名簿を作ることにたいして、とても協力的な姿勢をとっています。特にフィリピン外務省の領事部はこの問題について取り組もうとしています。

高畑：中国残留孤児名簿はどのようにしてつくられたのでしょうか？

河合：これは、厚労省に手紙が来たり、親のほうから捜してほしいと依頼がきたりして、ボランティアがさまざまなかつてで言ってきたりした情報を中国の公安に問い合わせたりして一つ一つつくりあげたんです。中国にはダアンというものがあって、それが大きな袋に入っていてそれをみると、これは日本人であると書いてあつたりします。また中国の公証所、まあ区役所のようなものがあり、そういうところで、この人は養母の誰々に育てられたというものがあって、中国の資料と日本の資料を付け合せて、確かであるといって作成しています。中国の東部は、後進的であります意味では閉鎖的な社会であるため、よく判っている。そのようにしてできています。

中国残留孤児に関しては、厚労省は法律によって自分たちの職掌分野に属する事務であることを考えて、このような立派なものを作ってくれましたが、今日本の厚労省がどのような立場を取っているかというと、フィリピン日系人は自分たちの担当ではないとはっきり言っているんですね。その理由は、海外在留邦人支援法というのがあって、いまから20年ぐらい前に田中真紀子さんががんばって中国残留孤児を入れたときに、要件として両親とも日本人であるということを入れたんですね。フィリピンの場合は、ほとんどの場合は、父親が日本人であり、母親がフィリピン人である。しかも国交があったから、彼らが帰つてこなかったのは自由である。だから国策として助ける義務はないというのが彼らの見解です。これについては、我々は相当論争したのですが、いまのところこれは突破できていない。ただ、厚労省の省令を変えれば、職掌のなかにはめ込めると思っています。我々は議連というものを作つて働きかけをおこなっているんですが、なかなかこういうテーマに取り組む状況になつてないのですが、民主党にも自民党にも国民新党にも支持者はいます。

坂中：フィリピン残留日本人も私がやつてある北朝鮮の問題も、実は引揚者なんですよ。引き上げるべきだったのに、引き上げなくて残つた。おんなじなんです。

河合：日本というのは国家意識が希薄なんですね。というのはね、国家のもっとも基本的な義務は国民の救済、特に海外で苦しむ国民の救済、これを日本は戦争で負けたときに、現地に止まれ、再起を期すため残れというような無責任なことをした。アメリカなどはそんなことは絶対しなかつたわけですね。ベトナム戦争のときだつて、米兵がベトナム女性に産ませたこどもたちを飛行機で連れてきちゃつた位に、国家意識が強烈ですよね。だからね、国民に愛国心を求めていながら、国は国民を放り出すようなところがある。

大野：フィリピンの日系人二世を取材していて、数はとても少ないが、外国人登録証を持っている人がいました。太平洋戦争勃発前にフィリピン政府が外国人の身元登録をやって、人種の欄に「イエロー」と記入してあるものを見たことがあります、そういうものがフィリピンのどこかに保管されていれば、そのような資料の活用もできるのではないかと思

います

高野：それをどこにあるんだろうかと、探しています。ダバオの残留二世たちが父は戦争が始まる前に領事館に行きましたと書いているんです。で、うちのスタッフは何をしに大使館に行ったのかがわからないのですが。

大野：外国人登録があれば、（日本国民であることを証明する）強力な資料になると思います。

高野：それらの届出はどこにいったのでしょうか、ダバオのようなジャングルのような場所では判りませんが、フィリピン外務省さんに言えば探してくれるのでないでしょうか？

青木：日本人だと認められて、いろんな分野でそれを主張するためには戸籍を持つ必要があります。戸籍がどこにあるかわからないひとのために戸籍を新たに作るために、家庭裁判所への就籍の申立を、それが認められるということになります。孤児名簿ができることで日本人になるということではなくて、就籍によって日本人としての権利を受けることができ、主張ができるわけです。孤児名簿は、就籍が認められる非常に強力な証拠になるとそういう位置づけになります。

高野：もうひとつよろしいでしょうか？基準の次のBの項目となっておりますが、名簿掲載項目の名簿の現物ありますが、中国残留孤児名簿の記載項目についてですが、血液型というものがありますが、フィリピンの方のほとんどの場合は血液型をしらないということで現実的ではないとのクレームが来ております。ですので、あくまでも中国残留孤児の名簿からの要件を援用したということをご承知いただきたいと思います。

河合：それでは、今日皆様から有益なご意見をいただいたわけですが、これをもとに名簿の作成に入りたいと思います。日本の外務省、厚労省、そしてフィリピンの外務省のご協力後指導をいただきながら作業を進めていただきたいと思います。